

# Ruff-Laugh Chiba 宿泊約款

## 第1条（適用範囲）

- 1 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
- 2 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

## 第2条（宿泊契約の申込み）

- 1 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
  - (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金
  - (4) その他当施設が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

## 第3条（宿泊契約の成立等）

宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

## 第4条（宿泊契約締結の拒否）

- 1 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
  - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
  - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
  - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
    - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
  - (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (6) 宿泊しようとする者が、特定感染症の患者等であるとき。
  - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。（宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）
  - (8) 宿泊しようとする者が、当施設に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害する恐れのある要求として実現が容易でない事項や乱暴な言動その他の従業員の心身に負担を与える言動を繰り返したとき。
  - (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

- (10)その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。
- (11)宿泊しようとする者が、過去当施設の運営会社が運営する他の施設での宿泊時に第6条各項の行為やこの約款によらない行為があったと認められるとき。

#### 第5条（宿泊客の契約解除権）

- 1 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当施設が第1条第2項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日のフロント営業終了時間(到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

#### 第6条（当施設の契約解除権）

- 1 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
  - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
    - ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
  - (3) 宿泊客が当施設の定める利用規則に従わないとき。
  - (4) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (5) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
  - (6) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。  
（宿泊しようとする者が障害差別解消法の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く）。
  - (7) 宿泊しようとする者が、当施設に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害する恐れのある要求として実現が容易でない事項や乱暴な言動その他の従業員の心身に負担を与える言動を繰り返したとき。
  - (8) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (9) 各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。
  - (10)客室での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
- 2 当施設が本条の規定に基づいて宿泊客の責めに帰すべき事由により宿泊契約を解除した場合、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

#### 第7条（宿泊の登録）

- 1 宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
  - (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び連絡先

(2) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

(3) その他当施設が必要と認める事項

- 2 宿泊客が第 11 条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

#### 第 8 条（客室の使用時間）

(1) 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、当ホテルが定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

(2) 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には当ホテルにて定める追加料金(消費税含む)を負担していただきます。

#### 第 9 条（利用規則の遵守）

宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

#### 第 10 条（営業時間）

1 当施設の主な施設等の営業時間は利用規則に記載のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間はパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。

2 前項の時間は、臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

#### 第 11 条（料金の支払い）

1 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又はクレジットカード等当施設の定める方法により行っていただきます。

3 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

#### 第 12 条（当施設の責任）

1 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、5 万円を限度（ただし、それが当施設の故意又は責めに帰すべき事由による場合を除きます。）として賠償します。

2 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

#### 第 13 条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

1 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

#### 第 14 条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

1 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、原則当施設からの連絡はせず、所有者からの連絡・指示をもって対応することといたします。現金並びに貴金属については、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察に届けるものとし、その他の物品については、7日間の保管の上破棄させていただきます。ただし、食品については、品質保持の観点より1日間のみの保管とし、その期間を超過した場合は当施設の判断により破棄いたします。

第15条（駐車場の責任）

宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第16条（宿泊客の責任）

宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

第17条（約款の改定）

本宿泊約款は、当施設の都合により改定することがあります。本宿泊約款の変更は、変更後の規定の内容を、当社所定のウェブサイトに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から適用されるものとします。なお、本宿泊約款は、常時客室内で閲覧可能な状態にします。

第18条（免責事項）

- 1 当施設内からのコンピューター通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものといたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当施設は一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当社が不適切と判断した行為により、当施設及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。
- 2 当施設において他社提供サービスを利用した際に、他社起因もしくは第三者の不正アクセスにより発生した個人情報流出について、当施設に責めに帰すべき事由がない場合には免責とします。

第19条（紛争の解決および準拠法）

当施設と宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第11条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	(1) 基本宿泊料（室料） (2) 飲食料（夕食+朝食）
	追加料金	(3) 追加飲食等（2）に含まれるものを除く (4) その他オプション利用料
	税金	(5) 消費税等法令により規定される諸税

備考 小学生のお子様は大人と同等の料金をいただきます。

小学生未満のお子様は添い寝（大人 1 名様につき、お子様 1 名様）として、定員には含みません。  
小学生未満のお子様でお食事をご希望の場合は、別途税込 3,850 円を頂戴いたします。

別表第 2 違約金(第 5 条第 2 項関係)

契約解除の通知を受けた日	不 泊	当 日	前 日	2～3 日 前	4～7 日 前	8～14 日 前	15～30 日 前
キャンセル料	100%	100%	100%	80%	50%	0%	0%

(注) 1. %は、宿泊料金に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分(初日)の違約金を収受します。
3. 特定日に関しましては、別途お取消料が発生することもあります。
4. 各種プランにより上記違約金と異なる場合がございますので、お申込みプランの違約金内容を合わせてご確認ください。

付則 当約款は、2026 年 4 月 27 日（以下、「適用開始日」といいます。）から適用します。  
適用開始日の前日までに既に成立していた宿泊契約についても、当約款及び利用規則を適用するものとします。

2026 年 4 月 27 日 制定